

高等学校等就学支援金の判定基準について

令和7年4～6月分の判定基準

○次の計算式（**両親2人分の合計額**）により判定

【計算式】 **市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額**

【算出額】304,200円以上の場合 … 所得超過により受給なし

304,200円未満の場合 … 基準額(1か月:9,900円)の受給

154,500円未満の場合 … 就学支援金に対応した受給

ご自身の課税標準額などはマイナンバーポータルで「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）

マイナンバーポータルHP



（参考）支援の対象になる世帯の年収目安

	子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人（高校生・高校生） <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約950万円	～約640万円
	子2人（大学生・高校生） <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子2人（高校生・中学生以下） <small>扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1030万円	～約660万円
	子2人（高校生・高校生） <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約1070万円	～約720万円
	子2人（大学生・高校生） <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1090万円	～約740万円

※支給額は、私立高校（全日制）の場合。

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。

※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。



【重要】<税の申告について>（新入生・在校生共通）

税の申告が済んでいないと、就学支援金は受給できません。

・就学支援金の判定は、提出いただいた**マイナンバーカードの写し等**を使用し、就学支援金の申請を行う年の**1月1日に住所を有する市町村**に、システムを通じて税情報の照会を行います。

その際、事前に「税の申告」が済んでいないと、税情報の取得ができません。**税情報が取得できないと、就学支援金の判定を行うことができず、授業料を支払う必要が生じる可能性があります。**そのため、以下に該当する方は、就学支援金の申請を行う前までに、**令和5年分、令和6年分**の所得について、必ず税の申告(確定申告)を済ませてください。

<1 確定申告が必要な方>

- ・自営業、フリーランスなどの個人事業主の方
- ・公的年金を受け取っている方（※就学支援金を受給する場合は、確定申告が必要です。所得が遺族年金のみ受給の場合は不要です。）
- ・複数箇所から所得を得ている方
（⇒副業している場合、パート・アルバイト等の掛け持ちをしている場合など）
- ・給与所得以外の所得を得ている方
（⇒不動産所得、株式の売買所得、その他物品等の売却による所得が、対象年で20万円を超える場合など）
- ・競馬、競輪等の公営ギャンブルで得た利益が対象年に50万円を超える方
- ・遺失物拾得者や埋蔵物発見者の受ける報労金で得た金額が対象年に50万円を超える方
- ・給与の年間収入金額(支給額)が2000万円を超える方（ただし、両親での年収が**約910万円未満**でないと就学支援金は受給できません）
- ・退職所得がある方で「退職所得の受給に関する申告書」を勤務先に提出していない場合
- ・<注意> **無職、無収入の方**（※就学支援金を受給する場合は、収入が無いことを税情報照会でを行うため）
- ・<注意> 「生徒本人」の税情報で判定する場合（生徒が施設入所の場合や、成人している場合）も申告が必要です。

<2 確定申告が不要な方>

- ・所得が1つの勤務先からの給与所得のみで、その勤務先で年末調整を行っている方。
（給与所得以外に<1 確定申告が必要な方>に記載した所得を得ていない場合に限ります。）